

○厚生労働省告示第四百二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月一日から適用する。ただし、同年十一月三十日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十八年十一月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表Ⅱ区分 021 に次のように加える。

(8) 抗菌型 9,930 円

別表Ⅱ区分 100 を次のように改める。

100 合成吸収性癒着防止材

(1) シート型 1 cm² 当たり 171 円

(2) スプレー型 1 mL 当たり 7,130 円

別表Ⅸ(2)の表 057(2)①ウの項の次に次のように加える。

100 合成吸収性癒着防止材 (2) スプレー型 (承認番号) 22800 B Z X 00234000	平成 28 年 12 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	7,300 円
---	--	---------